

令和9年度 宇都宮市交通遺児奨学生募集要項

1 対 象

令和9年度中に下記の学校に入学を予定する者又は在学する者

学校教育法の規定に基づく、

高等学校、高等専門学校、大学、大学院、短期大学、中等教育学校（後期課程）、
専修学校（修業年限が2年以上の高等課程・専門課程）

※ 大学、大学院、短期大学には各専門職大学を含みます。

2 申請資格

① 保護者が道路上における交通事故により死亡し、又は負傷したため著しい後遺障
がいがあつて働けなくなった家庭の被扶養者であること。

② 本市市民の被扶養者で、経済的理由により修学が困難であること。

③ 成年で独立の生計を営み、確実な保証能力があり、市税（市民税、固定資産税、
都市計画税、国民健康保険税、軽自動車税等）の滞納がない連帯保証人を1名選
任できること。

※ 生活保護受給者の方が連帯保証人になることはできません。

※ 宇都宮市外にお住まいの方も連帯保証人になることができます。

3 募集期間

令和8年12月1日（火）から令和10年1月31日（月）まで

（なお、郵送による申請の場合は令和10年1月31日必着）

※ 年度途中の申請でも令和9年4月分からの貸付を受けることが可能です。

4 貸付額 （月額）

高等学校、高等専門学校 専修学校（高等課程） 中等教育学校（後期課程）	月額3万5千円以内で希望する 額
大学、大学院、短期大学 専修学校（専門課程）	月額6万円以内で希望する額

※貸付額は1万円単位
で選択できます。

※高校等は3万5千円
も選択可能

5 返 還

最終学校を卒業した1年後（3月卒業の場合は翌年4月）から、当該奨学金の貸付を
受けた期間の5倍に相当する期間内に、月賦、半年賦又は年賦により口座振替で返還
していただきます。

（例 令和13年3月に4年制大学を卒業する場合：令和14年4月から20年間）

※ 貸付を受けた奨学金を一定の額、遅滞なく返還した場合には、宇都宮市奨学金
等貸付条例に基づき、申請により残金が減免になります。

6 利 子

無利子

7 提出書類

① 交通遺児奨学金貸付申請書（別記様式第1号の2）

② 出身学校長又は在学学校長の推薦調書（別記様式第2号の2）

（新入生は出身学校、2年生以上は在学学校に記入を依頼してください。）

③ 交通事故証明書

④ 後遺障がいに関する証明願

宇都宮市交通遺児

検索

※ ①②④各様式は市ホームページからダウンロードできます。



8 申 込 先 〒320-8540 宇都宮市旭 1 丁目 1 番 5 号

宇都宮市教育委員会事務局教育企画課（市役所 1 3 階） TEL 028（632）2705

※ 本市本庁舎の窓口は，平日の午前 8 時 30 分から午後 5 時 15 分までとなります。

※ 申請書類の受付は，地区市民センター，出張所では行っておりませんので御注意
ください。

9 選考方法

推薦調書の内容を審査の上，申請のあった月の翌月を目途に選考結果を文書で通知します。（採用になった場合は，合格通知書の写し（5 月以降に申請する新入生及び 2 年生以上は在学証明書（原本）を提出），奨学金借用証書兼誓約書，連帯保証人 1 名の市税完納証明書，印鑑登録証明書等の書類の提出が必要となります。